

くわしいご案内はこちら  
み  
てください



## 1 国民健康保険制度とは？ <国民皆保険>

病気や、けがをして病院に行くと、お金（医療費）がかかります。

国民健康保険は、加入者が日ごろから収入に応じて保険料を出し合うことで、医療費の一部負担金を支払うだけで診療が受けられるという、互いに助け合う制度です。毎月保険料を納めることは義務であり、そのかわりに国民健康保険で治療を受けられる権利があるのです。

3ヶ月を超える在留期間があり、日本に住民登録をしている方で、他の公的健康保険に入らない場合は国民健康保険に加入しなければなりません。（「医療を受ける活動、その方の日常生活上の世話をする活動」「観光・保養その他これらに類似する活動」の特定活動を除く。）

「病気になるか、わからない」「保険料を納めたくない」などの理由で、国民健康保険に入らないことは、できません。また、他の人の保険証を使うことは、絶対にいけません！

## 2 国民健康保険に入る手続きについて 14日以内に手続きしてください。

### ①日本に入国したとき

総合窓口課で転入届をした後、在留カードとパスポートを持って国民健康保険課で手続きしてください。

### ②引越して豊島区に転入したとき

総合窓口課または区民事務所に転入届を出したときに新しい保険証を受け取ってください。（在留カードを持っていない等の場合、後日書留郵便で自宅に郵送することもあります。）

### ③前に住んでいた市区町村で国民健康保険に入っていないとき

転入届を出した後に、在留カードとパスポートを持って国民健康保険課で手続きしてください。

なお、区民事務所では、転入と国民健康保険加入が同時にできます。

## 3 国民健康保険をやめる手続きについて 14日以内に手続きをしてください。

### ①豊島区から転出（出国）するとき

パスポートまたは在留カード、国民健康保険証を持って、総合窓口課または区民事務所で手続きしてください。

### ②他の公的な健康保険に入ったとき

パスポートまたは在留カード、国民健康保険証、他の健康保険証を持って、国民健康保険課または区民事務所で手続きしてください。

※長期に出国する場合は海外転出届をしてください。届出をしないと保険料がかかり続けます。

※豊島区外に転出または他の公的保険に入った場合は、すぐにやめる手続きをしてください。

また、豊島区の国民健康保険証を使ってはいけません！！もし使ってしまうと、医療費を返さなければなりません。

## 4 保険証の有効期限

保険証の有効期限は原則として在留期限と同じです。在留期限更新後、保険証と在留カードを持って国民健康保険課で有効期限の更新手続きをしてください。有効期限を過ぎた保険証を使うことはできません。

## 5 保険料について 学生割引はありません。

国民健康保険の保険料は、“均等割額”と“所得割額”に分けて計算しています。

“均等割額”とは、所得に関係なく加入者一人当たりにかかる保険料です。

“所得割額”とは、前年中の所得（1月から12月までの所得）から計算される保険料です。

◎前年中の所得がない方で、申告をしている場合（39歳までの場合）

日本での前年所得がない方は、“均等割額”はかかりますが“所得割額”がかかりません。また、“均等割額”の減額制度がありますので、令和4年度年間保険料は以下のようになります。

(例) 前年所得 0 円の場合

均等割額 16,590 円 [55,300 円×0.3 (均等割額の7割減額)] + 所得割額 0 円 = **16,590 円**

**均等割額の金額は毎年変わります。**

◎前年中の所得がある方（39歳までの場合）

“所得割額”と“均等割額”の保険料がかかりますので、令和4年度年間保険料は以下のようになります。

**アルバイトをすれば、所得により保険料は上がります！**（所得が基準額より低い場合には均等割の減額があります。）

(例) 前年収入 1,600,000 円の場合 → 所得換算すると前年所得 1,050,000 円

均等割額 55,300 円 + 所得割額 58,528 円 [(1,050,000 円 - 430,000 円) × 9.44%] = **113,828 円**

**均等割額の金額と所得割額の料率は毎年変わります。**

**所得がない（基準額より低い）方でも、毎年住民税の申告をしなければ均等割額の減額措置はありません。** 毎年1月1日に住所があったところの役所の税務担当課で申告をしてください。

また、引越して1月2日以降に豊島区に転入した方の保険料は、前年所得が分からないため、当初は均等割額のみで計算されています。その後、申告した区市町村に所得を照会し、所得割額を計算します。**そのため、年度途中で保険料が変わる場合があります。**（所得がない、または基準額より低い場合は均等割額が減額になります。）

転入届をした後に他区市町村に住民税の申告をした方は、豊島区国民健康保険課に連絡してください。

## 6 保険料を納めないと

- ① 納期限までに納めないと、督促状・催告書を送ります。
- ② 督促状を送付しても一定期間納付がないと、銀行や勤務先等への財産調査、預貯金、給与等の差押を行います。
- ③ 滞納処分に必要な調査などについて質問に答えない、偽りを述べた場合は一年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。
- ④ 保険料を滞納すると入国管理局等への調査対象となります。
- ⑤ 滞納が累積すると交付する保険証の有効期限が短くなります。
- ⑥ 滞納がさらに累積すると、保険証が交付できなくなり、医療費が全額自己負担になる「被保険者資格証明書」を交付します。 未納保険料の問合せ先：豊島区国民健康保険課 整理収納・特別整理グループ（せいりしゅうのう・とくべつせいりグループ） 電話：03-3981-1294～5

問合せ先：豊島区国民健康保険課 資格・保険料グループ

（としまく こくみんけんこうほけんか しかく・ほけんりょうグループ） 電話：03-4566-2377